

別表十三（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、令和2年改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正法附則第69条第9項若しくは第11項（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年旧措置法第65条の7から第65条の9まで、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成28年改正前の震災特例法（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、令和2年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正法附則第84条第9項若しくは第11項（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年旧措置法第68条の78から第68条の80まで、震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成28年旧震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- なお、これらの場合には、措置法規則第22条の7第3項から第5項まで又は第22条の69第3項から第5項までに定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。
- また、買換資産の全部又は一部を翌期以後に取得する見込みであるため特別勘定を設けたときは、当期において措置法規則第22条の7第10項若しくは第22条の69第10項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第7条第7項若しくは第10条第7項に定める事項を記載した書類を添付するとともに、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度又は各連結事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄に記載する必要があります。
- 2 この明細書は、措置法第65条の7第1項若しくは第68条の78第1項の表（以下「表」といいます。）又は震災特例法第19条第1項若しくは第27条第1項の表（以下「震災表」といいます。）の各号の区分及び差益割合の計算区分（以下「適用区分」といいます。）の異なるごとに用紙を改めて記載します。

この場合、表又は震災表の各号のうち、その該当する号を欄外の「（号

買換資産とならない土地等の面積の明細書

前期までに取得した買換資産である土地等の面積	(イ)	平方メートル	譲渡した土地等の面積	(ハ)	平方メートル
			同上の5倍又は10倍相当の面積	(ニ)	
			買換資産とならない土地等の面積		

- 7 「買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額22」には、買換資産が2以上ある場合は、いずれの資産からまず充てるかは法人の任意により、譲渡資産の対価の額を順次各資産の取得価額（買換資産が土地等である場合には「20」の金額、買換資産が土地等以外のものである場合には「14」の金額）相当額に達するまで配分して記載します。
- 8 「圧縮限度額27」、「特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額32」及び「繰入限度額38」の各欄は、次に よります。
- (1) その適用を受ける法人が譲渡をした資産が措置法第65条の7第1項の表の第2号の上欄又は同法第68条の78第1項の表の第2号の上欄に掲げる資産（令和2年4月1日前に同法第65条の7第1項の表の第2号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となった区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限ります。）に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得をする見込みである資産がこれらの号の下欄に掲げる資産に該当するときは、「80、」及び「又は75」を消します。
- (2) その適用を受ける法人が譲渡をした措置法第65条の7第1項の表の第6号の上欄又は同法第68条の78第1項の表の第6号の上欄に掲げる資産が同法第65条の7第14項に規定する集中地域（以下「集中地域」といいます。）以外の地域内にある資産に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得をする見込みであるこれらの号の下欄に掲げる資産（令和2年改正法附則第88条第3項（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）又は第102条第3項（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定により措置法第65条の7第1項の表の第6号の下欄又は同法第68条の78第1項の表の第6号の下欄に掲げる資産とみなされた資産を除きます。以下「買換資産」といいます。）が同法第65条の7第14項第1号に掲げる地域内にある資産に該当するときは「80、」及び「又は75」を消し、買換資産が集中地域（同号に掲げる地域を除

該当）」に記載してください。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 3 「譲渡資産の明細」の各欄は、当期中の譲渡資産又は交換譲渡資産の内訳等を記載する欄ですから、当期中に譲渡をした一の適用区分に属するすべての資産を記載します。
- 4 「差益割合10」は、その事業年度又は連結事業年度において譲渡した資産で表又は震災表の上欄に掲げる資産に該当するものにつき、次の算式で計算した割合を記載します。

$$\frac{\text{譲渡対価の額} - (\text{譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡に要した経費の額})}{\text{譲渡対価の額}}$$

- 5 「事業の用に供した又は供する見込みの年月日15」から「(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日17」まで及び「その他参考となる事項」の各欄は、法人が取得した買換資産たる土地等について租税特別措置法関係通達（法人税編）65の7(2)-2(1)イ(イ)若しくは(ロ)に掲げる場合又は連結法人が取得した買換資産たる土地等について租税特別措置法関係通達（連結納税編）68の78(2)-2(1)イ(イ)若しくは(ロ)に掲げる場合には、それぞれ次に よります。
- (1) 「15」は、その建物、構築物等の建設着手年月日を記載します。
- (2) 「買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日16」は、その建物、構築物等の事業供用予定年月日を記載します。
- (3) 「17」は、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日を記載します。
- (4) 「その他参考となる事項」は、その建物、構築物等の建設工事の完了予定が当初の予定から遅延する場合に、その理由などを記載します。
- なお、この場合には、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した日の属する事業年度までの各事業年度の確定申告書又は同日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に、この明細書を添付してください。
- 6 「買換資産が土地等である場合の取得価額等」の「同上のうち買換の特例の対象とならない面積19」には、買換資産のうち土地等がある場合に、適用区分ごとに計算したその土地等の面積が、譲渡した土地等の面積の5倍（特定の農業用の土地については10倍）相当の面積を超え、その超える部分の面積を記載します。
- なお、その明細は、次の書式により別紙に記載して添付してください。

- きます。）内にある資産に該当するときは「80、70又は」を消します。
- (3) 震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合又は震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合には、「80、70又は75」とあるのは、「100」として記載します。
- (4) (1)から(3)までの場合以外の場合には、「70又は75」を消します。
- 9 「同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額30」には、譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において対価の額の一部をもって買換資産を取得している場合に、その事業年度又は連結事業年度分のこの明細書の「22」の「計」欄の金額を移記します。
- 10 「同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額33」には、同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「33」と「34」との金額の合計額を記載します。
- 11 「当期中において買換資産の取得に充てた金額34」には、当期中の買換資産の取得に要した金額（譲渡年度の翌期以後において同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額35」を超えるときはその合計額となります。）を記載します。

この場合に、買換資産の取得価額が前期の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額35」の金額を超えるときは、上欄の「22」の各欄にその金額を順次各資産の取得価額相当額に達するまで配分し、その残額が取得価額に満たないこととなった資産については、その残額を記載します。

- 12 措置法第65条の8第2項若しくは震災特例法第20条第2項又は措置法第68条の79第3項若しくは震災特例法第28条第3項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額36」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。